

25消安第4630号
平成26年2月12日

一般社団法人 日本食鳥協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定
家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっ
ての留意事項について」の一部改正について

平素より、家畜衛生行政の推進に御協力賜りありがとうございます。

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、
迅速かつ円滑な防疫措置の実施に御協力いただくようお願いいたします。

写

25消安第4630号
平成26年2月12日

都道府県知事 宛て

農林水産省消費・安全局長

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」の一部改正について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係る防疫対策については、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項の規定に基づく「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成23年10月1日農林水産大臣公表）に基づき実施することとし、その運用の細部については、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成23年10月1日付け23消安第3409号農林水産省消費・安全局長通知。以下「留意事項」という。）を定め、実施してきたところです。

今般、発生予察のための監視を効率的に実施するため、留意事項の血清抗体検査に際しての対応を別添のとおり改正しましたので、御了知の上、今後とも本病の防疫措置の迅速かつ的確な実施に御協力いただくようお願いします。

○ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき発生予防及びまん延防止措置の実施に当たったるの留意事項について（平成23年10月1日付け23消安第3409号消費・安全局長通知）の一部改正新旧対照表（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査（防疫指針第3の1及び2関連）</p> <p>1 鶏を検査する場合には、迅速かつ効率的にエライザ法による検査を行い、エライザ法で陽性が確認されたときは、直ちに同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。</p> <p>2 エライザ法で陽性が確認された農場については、家畜防疫員が臨床的に異状がないかを確認する。この結果、 <u>① 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第4の6に基づき、防疫指針第4の2から4までの手続に従うとともに、防疫指針第5の1（1）の手続に従う。</u></p> <p><u>② 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状がないことが確認された場合には、1により行う寒天ゲル内沈降反応による検査で陰性が確認されるまでの間、当該農場で生産された鶏卵は、洗浄・消毒した上で流通を認める。</u></p> <p>3 1により行うエライザ法及び寒天ゲル内沈降反応による検査が終了するまで、採血対象の鶏と同一鶏舎で飼養されている鶏が出荷されないよう、出荷計画を考慮し、エライザ法及び寒天ゲル内沈降反応による検査を実施する。</p> <p>4 2の②の場合にあつて、1により行う寒天ゲル内沈降反応による検査で陽性が確認された農場については、当該農場の鶏の出荷（移動）を自粛するよう指導するとともに、家畜防疫員が直ちに当該農場に立ち入り、臨床的に異状がないかを確認し、防疫指針第4の4の手続に従う。この際、 <u>① 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状が確認された場合には、防疫指針第4の6に基づき、防疫指針第4の2及び3の手続に従うとともに、防疫指針第5の1（1）の手続に従う。</u></p> <p><u>② 臨床的に高病原性鳥インフルエンザを疑う異状がないことが確認された場合には、防疫指針第5の1（2）の手続に従う。なお、当該農場で生産された鶏卵は、洗浄・消毒した上で流通を認める。</u></p>	<p>第2 定点モニタリング及び強化モニタリングにおける血清抗体検査（防疫指針第3の1及び2関連）</p> <p>鶏を検査する場合には、エライザ法による検査を行い、エライザ法で陽性が確認されたときは、同一血清について、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。</p> <p>この間、エライザ法で陽性が確認された農場においては、臨床的に異状がないことを確認するとともに、陽性鶏と同一鶏舎の鶏の出荷（移動）を自粛するよう指導する。</p> <p>なお、臨床的に異状がなければ、鶏卵の出荷は認める。</p>

5. 鶏以外の家きんを検査する場合には、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。この際、寒天ゲル内沈降反応による検査が終了するまで、採血対象の家きんと同一家きん舎で飼養されている家きんが出荷されないよう、出荷計画を考慮するとともに、当該検査で陽性が確認された農場については、4の手続に準ずる。

鶏以外の家きんを検査する場合には、寒天ゲル内沈降反応による検査を行う。